

2009年7月

発行登録追補目論見書



スウェーデン地方金融公社

スウェーデン地方金融公社 2012年7月20日満期
トルコリラ建債券

売出人

株式会社SBI証券

売出債券についてのリスク要因等

<為替変動リスクについて>

■ スウェーデン地方金融公社2012年7月20日満期 トルコリラ建債券（以下「本債券」といいます。）の元利金はトルコリラで支払われますので、外国為替相場の変動により円貨に換算した場合の支払額がその影響を受けます。また、これにより、円貨換算した償還価額または売却価額が投資元本を割り込むことがあります。

<信用リスクについて>

■ 本債券の利息および償還金の支払は発行者および保証人の義務となっております。したがって、発行者および保証人の経営・財務状況の悪化等により発行者および保証人が本債券の利息または償還金を支払わず、または支払うことができない場合には、投資家は損失を被りまたは投資元本を割り込むことがあります。

<価格変動リスクについて>

■ （円貨に換算されたときの）外国為替相場の変動に加えて、償還前の本債券の価格は、金利の変動、発行者および保証者の経営・財務状況の実際または予測された変化および発行者に関する外部評価の実際または予測された変化（例えば格付機関による格付の変更）等により上下しますので、償還前に売却する場合には、投資元本を割り込むことがあります。

■ 本債券については、流通性や市場性が限られる場合があります、このことが売却価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

<その他ご留意いただく事項>

■ 将来において、税制が変更される可能性があります。

■ 本債券に投資しようとする投資家は、本債券への投資を判断するにあたって、必要に応じ、法務、税務、会計等の専門家の助言を得るべきであり、本債券の投資に伴うリスクに堪え得る投資家のみが本債券に対する投資を行ってください。

■ 本債券のお申込みにあたっては本書および契約締結前交付書面をご覧のうえ、それらの内容を十分にお読みいただき、ご投資の最終決定は、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

■ お買い求めいただいた本債券の価格情報および格付の状況等につきましては、売出人にお問い合わせください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 19-外債 22-24

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 21 年 7 月 7 日

【発行者の名称】 スウェーデン地方金融公社
(Kommuninvest i Sverige Aktiebolag (publ))

【代表者の役職氏名】 カリン・サンドバーグ
(Karin Sandberg)
法務・ドキュメンテーション部長
(Head of Legal and Documentation)

ウルフ・ジヴマルク
(Ulf Jivmark)
首席法律顧問
(General Counsel)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1180

【今回の募集（売出）金額】 4,000,000トルコリラ
(トルコ中央銀行が 2009 年 7 月 3 日午後 3 時 30 分現在の直物売買相場為替の気配値として公表した数値の仲値 100 円=1.5951 トルコリラの換算レートで換算した円貨相当額は 250,767,977 円である。)

【発行登録書の内容】

提出日	平成19年8月30日
効力発生日	平成19年9月7日
有効期限	平成21年9月6日
発行登録番号	19-外債22
発行予定額	2,000億円

【これまでの募集（売出）実績】

番 号	提 出 日	売 出 金 額	減額による 訂正年月日	減額金額
19-外債 22-1	平成 19 年 10 月 1 日	9,619,728,000 円		該当事項なし
19-外債 22-2	平成 19 年 10 月 3 日	1,016,160,000 円		該当事項なし
19-外債 22-3	平成 19 年 10 月 15 日	1,033,376,000 円		該当事項なし
19-外債 22-4	平成 19 年 11 月 2 日	6,914,388,000 円		該当事項なし
19-外債 22-5	平成 19 年 12 月 3 日	8,265,624,000 円		該当事項なし
19-外債 22-6	平成 20 年 1 月 4 日	446,400,000 円		該当事項なし
19-外債 22-7	平成 20 年 1 月 10 日	5,714,100,000 円		該当事項なし
19-外債 22-8	平成 20 年 1 月 11 日	1,525,000,000 円		該当事項なし
19-外債 22-9	平成 20 年 2 月 1 日	526,880,000 円		該当事項なし
19-外債 22-10	平成 20 年 2 月 29 日	437,500,000 円		該当事項なし
19-外債 22-11	平成 20 年 3 月 11 日	5,529,095,000 円		該当事項なし
19-外債 22-12	平成 20 年 4 月 30 日	5,076,780,000 円		該当事項なし
19-外債 22-13	平成 20 年 5 月 30 日	2,542,210,000 円		該当事項なし
19-外債 22-14	平成 20 年 6 月 13 日	17,965,500,000 円		該当事項なし
19-外債 22-15	平成 20 年 7 月 2 日	513,800,000 円		該当事項なし
19-外債 22-16	平成 20 年 9 月 4 日	2,220,200,000 円		該当事項なし
19-外債 22-17	平成 20 年 9 月 5 日	4,758,290,000 円		該当事項なし
19-外債 22-18	平成 20 年 10 月 31 日	241,750,000 円		該当事項なし

19-外債 22-19	平成 21 年 3 月 3 日	1,768,230,000 円	該当事項なし	
19-外債 22-20	平成 21 年 3 月 9 日	284,850,000 円	該当事項なし	
19-外債 22-21	平成 21 年 4 月 24 日	185,925,444 円	該当事項なし	
19-外債 22-22	平成 21 年 5 月 20 日	187,652,468 円	該当事項なし	
19-外債 22-23	平成 21 年 7 月 7 日	50,000,000 南アフリカランド (609,500,000 円) (注)	該当事項なし	
実績合計額		77,382,938,912 円	減額総額	0 円

(注) 本欄に記載された債券の日本国内における受渡しは2009年7月31日に行われる予定でまだ完了していない。
本欄に記載された円貨換算額は、株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した2009年7月3日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値である1南アフリカランド=12.19円の換算レートで計算されている。

【残額】

(発行予定額-実績合計額-減額総額) 122,617,061,088 円

【縦覧に供する場所】

該当なし

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
第 1 募集債券に関する基本事項	1
第 2 売出債券に関する基本事項	1
1 売 出 要 項	1
2 利 息 支 払 の 方 法	2
3 償 還 の 方 法	3
4 元 利 金 支 払 場 所	3
5 担保又は保証に関する事項	4
6 債券の管理会社の職務	5
7 債権者集会に関する事項	6
8 課 税 上 の 取 扱 い	6
9 準拠法及び管轄裁判所	7
10 公 告 の 方 法	8
11 そ の 他	8
第 3 資金調達の目的及び手取金の使途	10
第 4 法 律 意 見	10
第二部 参 照 情 報	11
第 1 参 照 書 類	11
第 2 参照書類を縦覧に供している場所	11
発行者が金融商品取引法第27条において準用する 同法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	12
発行者の概況の要約	14

第一部【証券情報】

第1【募集債券に関する基本事項】

該当なし。

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

【売出人】

会社名	住所
株式会社 SBI 証券	東京都港区六本木一丁目6番1号

【売出債券の名称】	スウェーデン地方金融公社 2012 年 7 月 20 日満期 トルコリラ建債券（以下「本債券」という。）（注1）
【記名・無記名の別】	無記名式
【券面総額】	4,000,000 トルコリラ（注2）
【各債券の金額】	5,000 トルコリラ
【売出価格及びその総額】	売出価格 額面金額の 100.00% 売出価格の総額 4,000,000 トルコリラ（注2）
【利率】	年 10.02%
【償還期限】	2012 年 7 月 20 日
【売出期間】	2009 年 7 月 8 日から 2009 年 8 月 3 日まで
【受渡期日】	2009 年 8 月 4 日
【申込取扱場所】	売出人の本店および日本国内の各支店（注3）

(注1) 本債券は、スウェーデン地方金融公社（以下「発行者」または「公社」という。）により、発行者のユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム」という。）および下記「11 その他－(4)代理契約」に記載の代理契約（以下「代理契約」という。）に基づき、2009年8月3日に発行される。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注2) ユーロ市場において募集される本債券の券面総額は、4,000,000トルコリラである。

(注3) 本債券の申込みおよび払込みは、本債券の各申込人が売出人に開設する外国証券取引口座に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。売出人に外国証券取引口座を開設していない各申込人は、これを開設しなければならない。この場合、外国証券取引口座の開設に先立ち、売出人から申込人に対し外国証券取引口座約款の写しが交付される。同約款の規定に従い、申込人に対する本債券の券面の交付は行われない。

(注4) 本債券は、合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの

申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

【売出しの委託契約の内容】

該当なし。

【債券の管理会社】

債券の管理会社は任命されていない。ただし、以下の財務代理人が任命されている。

本債券の財務代理人（以下「財務代理人」という。）

会社名	住所
ドイチェ・バンク・アーゲー、 ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch)	英国ロンドン市 EC2N 2DB グレート ウィンチェスター ストリート1、 ウィンチェスターハウス (Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB, U.K.)

【振替機関】

該当なし。

【財務上の特約】

担保設定制限について、後記「5 担保又は保証に関する事項」を参照のこと。

期限の利益喪失特約について、後記「6 債券の管理会社の職務」を参照のこと。

【取得格付】

発行者は、ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに基づく無担保長期債券に対し、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスから2008年12月10日にAAAの格付を、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドから2008年12月18日にAaAの格付を取得している。発行者が承知する限りにおいて、かかるユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムに付与された格付は変更されていない。本債券は当該プログラムに基づき発行される無担保長期債券である。

2 【利息支払の方法】

各本債券の利息は、トルコリラによる額面金額に対して年10.02%の利率で、発行日である2009年8月3日（当日を含む。）からこれを付し、2009年8月20日を初回とし、それ以降償還期限（2012年7月20日）まで毎月20日（以下それぞれ「利払期日」という。）に支払われる。初回の利払期日である2009年8月20日に支払われる利息は、2009年8月3日（当日を含む。）から2009年8月20日（当日を含まない。）までの期間につき額面金額5,000トルコリラの各本債券につき23.66トルコリラとし、その後の各利払期日には、前利払期日（当日を含む。）から当該利払期日（当日を含まない。）までの利息期間（以下に定義される。）の利息として額面金額5,000トルコリラの各本債券につき41.75トルコリラが後払いされる。

「利息期間」とは、各利払期日（または初回の利息期間の場合、2009年8月3日）（当日を含む。）から次の利払期日（当日を含まない。）までの期間をいう。

利息期間以外の期間についての利息を計算する必要がある場合、当該利息は、各本債券の額面金額に上記記載の利率10.02%を乗じて得られた金額に、当該期間の日数（当該期間の初日（当日を含む。）から当該支払期日（当日を含まない。）までの日数（かかる日数は1ヶ月を30日、1年を12ヶ月とする1年360日に基づく。））

を乗じて 360 で除した額（トルコリラの 1 クルシュ未満を四捨五入により計算する。）とする。

利払期日が営業日（後記「4 元利金支払場所」に定義される。）でない日に該当する場合、当該利払期日にかかる支払期日は当該利払期日の翌営業日とする。ただし、翌営業日が翌月になる場合には、その利払期日の直前の営業日とする。なお、いかなる場合にも当該支払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

各本債券はその償還の日以降は利息を付さない。ただし、正当な呈示がなされたにもかかわらず元金の支払が不当に留保または拒絶された場合はこの限りではない。かかる場合本債券には、(i) 当該本債券につき支払われるべき全額の支払がなされた日、または (ii) かかる支払を行うために必要な資金を財務代理人が受領し、その旨が後記「10 公告の方法」に従って通知された日の 5 日後の日、のいずれか早い方の日まで継続して利息が発生する。

3 【償還の方法】

(1) 満期償還

本債券が償還期限前に償還または買入消却されない限り、各本債券は 2012 年 7 月 20 日（以下「償還期限」という。）に、発行者によりトルコリラ建の額面金額で償還される。

(注) 2012 年 7 月 20 日が営業日でない日に該当する場合、償還期限にかかる支払期日はその直後の営業日とする。ただし、その直後の営業日が翌月になる場合には、その支払期日の直前の営業日とする。

(2) 税制変更による期限前償還

税制上の償還については、後記「8 課税上の取扱い－(1)スウェーデン王国の租税－ロ。」を参照のこと。

(3) 買入消却

発行者はいつでもいかなる方法および価格でも本債券を買入れることができる。買入れられた本債券はこれを保有し、売却し、または消却のため支払代理人（以下に定義される。）に引渡すことができる。

4 【元利金支払場所】

本債券の元利金支払代理人（以下「支払代理人」という。）および本債券の元利金の支払場所は以下のとおりである。

ドイチェ・バンク・アーゲー、ロンドン支店 (Deutsche Bank AG, London Branch) (主支払代理人)
ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート 1 ウィンチェスター・ハウス
(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB)

ドイチェ・バンク・ルクセンブルグ・エス・アー (Deutsche Bank Luxembourg S.A.)
ルクセンブルグ市 L-1115 ブールバール・コンラート・アドヌール 2
(2 Boulevard Konrad Adenauer, L-1115 Luxembourg)

本債券の元利金の支払は、イスタンブールに所在する銀行における支払受領者が管理するトルコリラ建て口座への送金、またはかかる銀行において振出されたトルコリラ建て小切手により行われる。

かかる支払は、後記「8 課税上の取扱い－(1)スウェーデン王国の租税」の条項を害することなく、支払地の適用される財政その他に関する法令・規則に従う。

確定債券に関する元金の支払は、上記に記載の方法により、確定債券の呈示に対してのみ行われる。また確定債券に関する利息の支払は、上記の方法により、利札（本債券についての利札を以下「利札」という。）の呈示に対してのみ行われる。いずれの場合も、いずれかの支払代理人のアメリカ合衆国外における指定事務所において行われる。

本債券が大券により表章されている場合の本債券に関する元利金の支払は、確定債券に関する上記の方法または当該大券上に特定された方法により、支払代理人のアメリカ合衆国外における指定事務所において、大券の提出または（場合により）呈示に対して行われる。大券の提出または呈示に対して行われたかかる大券に関する各支払の記録は、支払代理人により元金および利金の支払を区別して当該大券上になされるが、かかる記録は当該支払が行われたことの一応の証拠となる。

大券の所持人は、当該大券により表章される本債券に関する支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行者は各支払金額に関し当該大券の所持人に対しまたはその指図に従い支払をなせば当該支払義務につき免責される。本債券の実質的所有者としてユーロクリア・バンク S.A./N.V.（以下「ユーロクリア」という。）またはクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）の記録に記載されている各人は、当該大券の所持人に対しまたはその指図に従い発行者が支払った支払金額のうちその者の持分について、ユーロクリアまたは（場合により）クリアストリーム・ルクセンブルグのみに請求できる。当該大券の所持人以外の者が、当該大券につき支払われるべき金員に関し発行者に対して請求することはできない。

本債券または利札に関する金員の支払期日が、支払営業日にあたらぬ場合、本債券の所持人（以下「本債権者」という。）は、翌支払営業日まで当該場所において支払を受領することができないものとする。なお、かかる遅延に関して追加の利息その他の支払はなされないものとする。本書において、「営業日」とは、(i) ロンドン、イスタンブールおよび東京において商業銀行および外国為替市場が決済を行い、一般業務（外国為替取引および外貨建預金を含む。）を行っている日であって、かつ、(ii) TARGET2 システム（以下に定義される。）がユーロの支払いについて決済指示を実行している日をいい、「支払営業日」とは、営業日であって当該本債券または利札の呈示が行われた場所において商業銀行および外国為替市場が支払の決済を行い、一般業務（外国為替取引および外貨建預金を含む。）を行っている日とする。本項において「TARGET2 システム」とは、欧州自動即時グロス決済システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System）をいう。

5 【担保又は保証に関する事項】

本債券または利札は、発行者の直接、無条件、一般かつ（下記の場合を除き）無担保の債務であり、それらの中で優先することなく、発行者のその他すべての現在および将来の無担保かつ非劣後の債務と同順位とする。

本債券が未償還である限り、発行者は、現在または将来において、いかなる対象債務（以下に定義する。）を担保するためにも、発行者の現在または将来の事業、持分、資産もしくは収入（払込未請求資本を含む。）に対し抵当権、先取特権、質権、負担その他の担保権（以下「担保権」という。）を設定せず、または担保権を設定せしめない。ただし、発行者が担保権を新たに設定する場合には設定と同時にもしくはその前に、またそれ以外の場合には速やかに、以下を確実にするために必要な一切の行為を行う場合はこの限りではない。

- (a) 本債券および利札に基づき支払われるべき一切の金員が、当該担保権によりかかる対象債務と同等かつ同順位に担保されること。
- (b) 債権者集会の特別決議（行使議決権の4分の3以上の多数により適法に可決された決議として下記「11 その他－(4)代理契約」記載の代理契約に定義される。）により承認されたその他の担保権もしくは取決め（担保権の設定を含むか否かを問わない。）が提供されること。

上記の「対象債務」とは、以下の意味を有する。

(i) ノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックまたはその他の証券に関する現在または将来の債務（元本、プレミアム、利息またはその他の金員であるかどうかを問わない。）で、それらの発行時に金融商品取引所、店頭市場その他の有価証券市場において値付けされ、上場されまたは値付け、上場もしくは通常取引されるもの、および (ii) かかる債務の保証または補償。

発行者のすべての債務および約定（本債券および利札に基づくものを含む。）は、保証状（以下「保証状」

という。)に基づき、発行者の単独株主であるスウェーデン地方金融協同組合の組合員(スウェーデン王国(以下「スウェーデン」という。)内の県自治体および地方自治体である。)(以下「保証人」という。)がこれを連帯して保証する。

6【債券の管理会社の職務】

債券の管理会社は任命されていない。ただし、財務代理人が任命されており、かかる財務代理人の職務は以下のとおりである。

財務代理人は以下に掲げる職務を行う。

- (1) 発行者から元利金の支払資金を受領し、支払代理人に送金する。
- (2) 下記のとおり、本債権者からの期限の利益喪失通知を受領する。

下記に掲げる事由(以下「期限の利益喪失事由」という。)のいずれかが発生し、継続している場合、本債権者のいずれも、(財務代理人の指定事務所宛の)発行者または(該当する場合)財務代理人に対する書面での通知により、財務代理人による当該通知の受領の日を効力発生の日として、その保有する本債券に関し直ちに期限が到来し支払われるべき旨の宣言をすることができる。かかる宣言により、当該本債券は直ちに額面金額に支払の日までの経過利息(もしあれば)を付して、いかなる提示、要請、異議またはその他通知を要求されることなく償還される。

- (i) 発行者が本債券の元本またはいずれかの利息の支払を10日間を超える期間怠った場合。
- (ii) 発行者が本債券に関する債券の要項に規定したその他の義務の履行を怠り、かかる不履行の通知が発行者に対して(財務代理人の事務所において)なされた後21日を経過してもなお当該不履行が治癒されない場合。
- (iii) 発行者の借入れ(以下に定義する。)がその債務不履行の結果として期限の利益を喪失した場合、または借入れが支払期日にもしくは適用される猶予期間内に支払われない場合。ただし、本項記載のいずれかの事由が発生しても、当該借入れまたはその他関連する債務のいずれかが単独で、あるいはその他の借入れおよび/または発生しかつ継続しているその他の事由(もしあれば)のすべてに関連するその他の債務との合計で3,000万ユーロ(または他の通貨におけるその相当額)を超えない場合は、期限の利益喪失事由を構成しない。
- (iv) 発行者の解散もしくは清算の命令が発せられた場合またはそのための有効な決議がなされた場合、管轄裁判所が発行者に対し破産もしくは支払不能を宣言またはその旨判断した場合、発行者がその業務の全部もしくは重要な部分を停止するまたは停止するおそれのある場合、またはその資産の全部もしくは重要な部分を処分するまたは処分するおそれのある場合。
- (v) 発行者が支払期日にその負債を支払えない場合、担保権者が発行者の財産の全部もしくは重要な部分を取得した場合、発行者がその債権者一般のための財産譲渡を行った場合、適用ある破産、支払不能等に関連する法律に基づき発行者についてその破産もしくは支払不能の宣告、支払猶予もしくは和議、または発行者の破産もしくは支払不能におけるもしくはその財産の重要な部分に関する清算人もしくは財産管理人(もしくは同様の役職者)の任命を求める司法手続が提起されもしくはその他の手続が講ぜられ、かつかかる手続が30日以上有効となっている場合、または支払の停止を求めもしくはこれを認める命令がなされた場合もしくはその有効な決議が発行者によりなされた場合。
- (vi) 本債券に関する発行者の債務に関するすべての保証人について保証状が完全な効力を消失した場合、または保証人すべてが当該保証状が完全な効力を有しない旨主張する場合。

上記「借入れ」とは、(a)借入金、(b)手形の引受けもしくは引受与信に基づくまたはそれに関する債務、または(c)募集、発行もしくは分売されたあらゆるノート、ボンド、ディベンチャー、ディベンチャー・ストック、ローン・ストックその他の証券(公募、私募、交換募集その他を問わない。また、発行の際の対価が全額現金であるかどうかまたは一部が現金以外の対価をもって発行されたかを問わない。)に関する現在もしくは

は将来の負債（元本、プレミアム、利息またはその他の金員であるかどうかを問わない。）を意味する。

7 【債権者集会に関する事項】

発行者は随時、また本債券の元本残高の 5%以上を有する本債権者の書面による要求の場合は必ず、債権者集会を招集し、本債権者の利益に影響を及ぼす事項（特別決議（投じられた議決権の 4 分の 3 以上の多数により可決された決議を指す。）による本債券の要項の変更を含む。）を審議するものとする。債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本債券の元本残高の過半数を保有または代表する 1 名以上の者、または同延会においては、保有または代表される本債券の元本金額の如何にかかわらず、本債権者本人または代理人 1 名以上の者とする。ただし、本債券の要項の一定の変更（本債券の償還期限もしくは利払いの日の変更、元本額もしくは利率の減免、または本債券もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）を議題とする集会はこの限りではなく、その場合の特別決議の定足数は、本債券の元本残高の 3 分の 2 以上または同延会においては 3 分の 1 以上を保有または代表する 1 名以上の者とする。債権者集会において可決された特別決議は、当該集会に出席したかどうかを問わず、すべての本債権者および利札の所持人（以下「利札所持人」という。）を拘束する。

8 【課税上の取扱い】

(1) スウェーデン王国の租税

イ. 本債券および利札に関する発行者による一切の支払は、スウェーデンもしくはその下部行政区画によりもしくはそのために、またスウェーデンもしくはその域内の課税当局によりもしくはそのために、現在または将来賦課される一切の種類 of 公租公課、徴税金、税金または課徴金（以下「公租公課」という。）を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる公租公課の源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りではない。かかる場合、発行者は、かかる源泉徴収または控除後に本債権者または利札所持人が受領する金額（純額）が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債券または利札に関して受領されるはずであった金額と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。

ただし、以下の場合、本債券または利札に関して、かかる追加額は支払われないものとする。

- (i) 本債券または利札の保有のみを理由とする以外に、スウェーデンと関連性を有することを理由として、本債券もしくは利札に関する公租公課が課される本債権者もしくは利札所持人、またはかかる本債権者もしくは利札所持人を代理する第三者により呈示される場合。
- (ii) 関連税務当局に対し、課税免除のために非居住者である旨の宣言または同様の要求をすることにより、かかる源泉徴収もしくは控除に服さない本債権者もしくは利札所持人により、またはかかる本債権者もしくは利札所持人を代理する第三者により呈示される場合。
- (iii) 関連日（以下に定義する。）から 30 日を経過した後に呈示される場合。ただし、本債権者または利札所持人がかかる 30 日の期間の最終日に支払のために本債券または利札を呈示したならば当該追加額を受領する権利を有していた場合には、その範囲で本号の適用は除外される。
- (iv) スウェーデンにおいて支払のために呈示される場合。
- (v) かかる源泉徴収または控除が、個人への支払に対するもので、かつ、貯蓄所得への課税に関する欧州連合理事会指令 2003/48/EC またはかかる指令を実施もしくは遵守するためのもしくは当該指令に平仄を合わせるために導入されたあらゆる法律により要求される場合。
- (vi) 本債券または利札を EU 加盟国所在の他の支払代理人に対して呈示したならばかかる源泉徴収または控除を回避することが可能であったであろう当該本債券または利札の所持人により、またはかかる所持人を代理して、支払のための呈示がなされた場合。

「関連日」とは、一切の支払に関して期日が最初に到来する日を指す。ただし、財務代理人がかかる期日以前に支払われるべき金員を全額受領しなかった場合、かかる金員を全額受領し、後記「10 公告の方法」

に従いその旨の通知が本債権者に対して適法に付与された日を指す。

ロ。(i) スウェーデン、その下部行政区画、またはスウェーデンのもしくはその域内の課税当局の法令の変更もしくは改正、またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更(2009年8月3日以降に効力を生じた変更または改正に限る。)の結果、発行者が本債券に関する次回の支払期日に上記に従って追加額の支払義務を負い、かつ(ii)発行者がその利用することのできる合理的な手段を用いても当該義務を回避することができない場合には、(後記「10 公告の方法」に従い)30日以上60日以内の事前の通知(かかる通知は取消不能とする。)を財務代理人および本債権者に対して付与することにより、発行者は、その選択により本債券の全部(一部は不可)を随時償還することができる。ただし、かかる償還の通知は、本債券に関する支払期日が到来したとすれば発行者が当該追加金を支払うことを要した最初の日から90日より前には行わないものとする。

本節に基づく償還の通知を行う前に、発行者は、上記(i)の要件が本債券に関する次回の支払期日に適用され、発行者がその利用することのできる合理的な手段を用いても当該追加額の支払義務を回避することができない旨の発行者の取締役2名が署名した証明書および発行者がかかる変更または改正の結果追加額の支払義務を負う旨の周知された独立の法律顧問の意見書を、財務代理人に交付する。

本ロ.に従って償還される本債券は、額面金額に償還の日(当日を含まない。)までに生じた経過利息(もしあれば)を付して償還される。

(2) 日本国の租税

本債券に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

本債券の利息は、現行法令の定めるところにより、一般に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国外で支払われ租税特別措置法第3条の3に定義する支払の取扱者(原則として売出人を含む。以下「支払の取扱者」という。)を通じて交付される場合には、20%(国税と地方税の合計)の源泉所得税が課される(源泉所得税額は、その利子につき外国税額が支払の際に課されているときは、かかる外国税額がなければ交付されたであろう金額に基づいて計算し、その額から外国税額が控除される。)。日本国の居住者においては、当該源泉所得税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。ただし、当該法人は上記源泉所得税額を、一定の制限のもとで、法人税および地方税から控除することができる。

本債券の償還額が本債券の取得価額を超える場合の償還差益は、日本国の居住者の場合、雑所得として取扱われ、総合課税の対象になる。内国法人の場合は、当該償還差益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

本債券の償還額が取得価額を下回る場合の償還差損は、日本国の居住者の場合は、所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該償還差損は損金の額として法人税および地方税の課税所得の計算に算入される。

本債券の譲渡による損益については、日本国の居住者の場合は、譲渡益は原則非課税とされ、譲渡損は所得税法上はないものとみなされる。内国法人の場合は、当該譲渡損益は課税所得に含められ法人税および地方税の課税対象となる。

9 【準拠法及び管轄裁判所】

代理契約、本債券および利札、ならびにこれらに関しまたはこれらに関連して生じる契約外の義務は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。

発行者は、本債権者および利札所持人のために、英国の裁判所が代理契約、本債券および/もしくは利札に関しまたはこれらに関連して生じる一切の紛争(代理契約、本債券および/または利札に関しまたはこれらに関連

して生じる紛争を含む。)を解決する管轄権を有し、それゆえ代理契約、本債券および/もしくは利札に関しまたはこれらに関連して生じる一切の訴訟、訴えまたは手続(代理契約、本債券および/もしくは利札に関しまたはこれらに関連して生じる契約外の義務に関する訴訟、訴えまたは手続を含む。)(以下、総称して「司法手続」という。)が英国の裁判所に提起されうることに、取消不能の形で同意する。発行者は、司法手続に係る英国の裁判所の管轄権に対し異議を申立てること、および不都合な裁判地において司法手続が提起されたと主張することを取消不能の形で放棄する。また英国の裁判所に提起された司法手続においてなされた判決が、最終的な判断として発行者を拘束し、その他一切の裁判所において強制力を有するものであることに、取消不能の形で同意する。本項は、発行者に対してその他の管轄裁判所において、司法手続を遂行する権利を制限するものではなく、また同時であるかどうかを問わず、1ヶ所または複数の管轄地における司法手続の遂行により、その他の管轄地における司法手続の遂行が妨げられるものではない。

発行者は、司法手続に関する英国における書類の送達受領代理人として、スウェーデン貿易公団(the Swedish Trade Council)の英国事務所を指定する。また同公団が受領代理人でなくなった場合には、他の者を受領代理人として指定する。

10【公告の方法】

本債権者に対する通知は、ロンドンにおいて通常発行されている主要日刊紙(ファイナンシャル・タイムズ紙を予定)に公告された場合、有効に行われたものとみなされる。上記のように行われた公告は、当該日刊紙に最初に公告された日に有効に行われたものとみなされる。

確定債券が発行される時点までは、大券の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグにより保有されている限り、かかる日刊紙における公告に代えて、本債権者に伝達するためにユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグに対し当該通知が送達される場合がある。かかる通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグが通知を受領した後、7日目に本債権者に対して行われたものとみなされる。

11【その他】

(1) 時 効

本債券および利札は、関連日(前記「8 課税上の取扱い—(1)スウェーデン王国の租税」に定義する。)から元金については10年以内に、利息については5年以内に、それぞれ請求がなされない場合に失効する。

(2) 本債券および利札の代替

本債券または利札は、紛失、盗取、毀損、汚損または破棄の場合、請求者がそれに関する費用を支払い、かつ発行者が要求する証拠および補償に関する条件を満たした場合、ルクセンブルグ所在の支払代理人の指定事務所において代り券を取得することができる。毀損または汚損した本債券または利札は、その代り券が交付される前にこれを提出されなければならない。

(3) その後の発行

発行者は随時、本債権者または利札所持人の同意なしに、すべての点(当該債券の最初の利払いの金額および期日を除く。)で本債券と同一の要項を有し、その結果未償還の本債券と合わせて一つのシリーズを構成する債券をさらに成立させ、発行することができる。

(4) 代 理 契 約

本債券は、ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラムに関する、発行者、財務代理人および当該契約に記載のその他の当事者間の修正再規定代理契約(以下「代理契約」という。)に基づいて発行される。

(5) 債券の形態

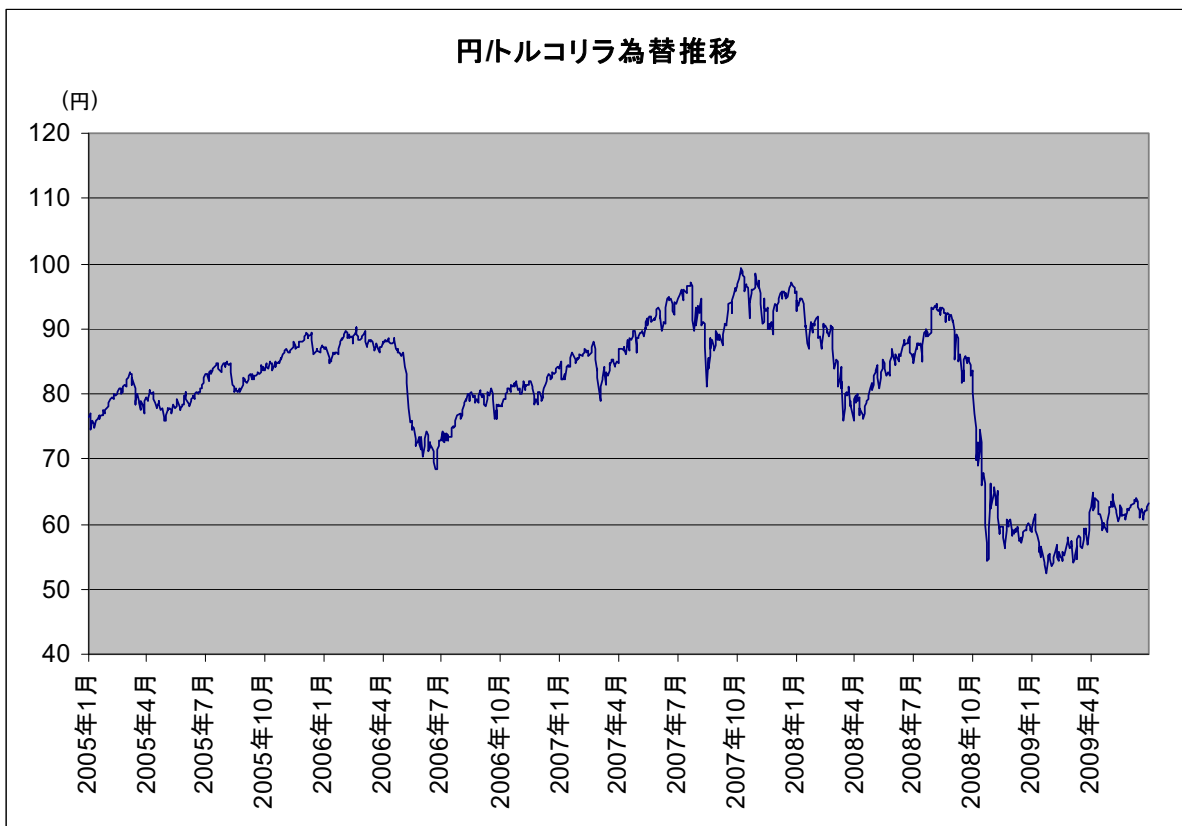
本債券は、当初、仮大券により表章されるものとし、仮大券は、発行日にユーロクリアおよびクリアスト

リーム・ルクセンブルグの共通保管機関に預託されるものとする。かかる仮大券は、仮大券の発行日から 40 日以降（以下「交換日」という。）に、実質的所有者が米国人でないことを示す証明書の交付時に恒久大券と交換される。恒久大券は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグの両方が、（法律上またはその他の休日による場合を除き）継続して 14 日以上業務を閉鎖し、または恒久的に業務を中止する意思を公表しもしくは実際に業務を中止し、かつ承継する決済機関が利用し得ない旨の通知を発行者が受けた場合に限り、その全部（一部は不可）につき確定債券に利札を付して（無償にて）交換される。

(6) その他

円／トルコリラ為替レートの過去の推移

下記のグラフは、2005 年 1 月 3 日から 2009 年 7 月 1 日までの期間における円／トルコリラの為替レートの変動を表したものである。これは、投資家に対する参考のために円／トルコリラ為替レートについて公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、当該推移は、将来における円／トルコリラ為替レートの動向や、本債券の時価を示唆するものではない。



出典：ブルームバーグ・エルピー

第3【資金調達のための目的及び手取金の使途】

該当なし。

第4【法律意見】

公社の法務・ドキュメンテーション部長であるカリン・サンドバーグ氏により、下記の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 公社はスウェーデン法に基づき適法に設立され存続している法人である。
- (2) 発行登録追補書類に記載された本債券の売出しは、スウェーデン法上適法であり、本債券の発行に関し、公社に対し要求されている政府の同意、許可もしくは承認はすべて取得されている。
- (3) 公社による関東財務局長に対する発行登録追補書類の提出は適法に授権されており、スウェーデン法上適法である。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

発行者の概況等金融商品取引法第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自 平成20年1月1日 至 平成20年12月31日）
平成21年6月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当なし。

3【臨時報告書】

該当なし。

4【訂正報告書】

該当なし。

第2【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。



KOMMUNINVEST

The Swedish Local Government Funding Agency

1(1)

CERTIFICATE OF ELIGIBILITY FOR INCORPORATION BY REFERENCE

Filed on: August 30, 2007

To: The Director-General, Kanto Local Finance Bureau

Name of Issuer: Kommuninvest i Sverige AB (publ)

Signature of Representative:

Tomas Werngren
President and CEO

Harriet Forsell Söderberg
Executive Vice President

Signature of Attorney-in-fact:

Kozo Sasaki
Attorney-at-law

1. The Issuer has filed Securities Reports for one (1) consecutive year.
2. Aggregate Principal Amount of the Bonds which were issued under the Securities Registration Statements with respect thereto filed by the Issuer exceeds Yen 10 billion.

Kommuninvest i Sverige AB (publ). Corporate identity number: 556281-4409. Registered office: Örebro
Kommuninvest Cooperative Society. Corporate identity number: 716453-2074. Registered office: Örebro
Kommuninvest Fastighets AB. Corporate identity number: 556464-5629. Registered office: Örebro

P.O. Box 124, SE-701 42 Örebro, Sweden • Visiting address: Fenix House, Drottninggatan 2
Tel: +46 19 16 78 00 • Fax: +46 19 12 11 98 • E-mail: office@kommuninvest.se • Internet: www.kommuninvest.se

(訳 文)

参照方式の適格要件を満たしていることを示す書面

平成 19 年 8 月 30 日提出

関東財務局長 殿

発行者の名称 : スウェーデン地方金融公社
(Kommuninvest i Sverige AB (publ))

代表者の署名 : (署 名) (署 名)
Tomas Werngren Harriet Forsell Söderberg
President and CEO Executive Vice President
(社長兼最高経営責任者) (業務執行副社長)

代理人の署名 : (署 名)
弁護士 佐々木 弘造

1. 発行者は一年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 発行者が有価証券届出書を提出することにより発行した債券の券面総額は、100 億円以上であります。

以上

発行者の概況の要約

(1) 設立

公社(旧Kommuninvest i Örebro län AB)は、スウェーデン会社法に基づき、1986年8月エーレブローにおいて存続期限の定めのない有限責任会社として設立され、1987年初頭よりその活動を開始した。1989年5月18日付の政府決定により、公社は信用株式会社としての地位が付与された。地方共同組織から全国的共同組織へ発展するよう、公社は1993年3月26日付でその名称を変更した。

公社は、スウェーデンの諸地方自治体がより費用効率の高い事業展開を行うための努力の一つとして設立された。公社はスウェーデン国内のランスティング(*)およびコミューン(*)が共同してその運営にあっている組織である。(*スウェーデン国内のランスティング(原語表記: landsting(英語表記: county council))とは地方行政の広域単位で、日本の都道府県に相当し、コミューン(原語表記: kommun(英語表記: municipality))とは地方行政の最小単位で、市町村に相当する。本書の趣旨において別段の記載のない場合、「自治体」、「地方自治体」とはランスティングおよびコミューンを総称して指すものとする。ランスティングおよびコミューンについては、後記「スウェーデンにおける地方政府」の項を参照のこと。)

この共同運営の主旨は、協同組合(以下に定義する。)の組合員であるランスティングおよびコミューンならびにその各自治体が持分の過半数を所有する企業および団体に対し金融面でのサービスを提供するところにある。公社は金融業務の分野で幅広いサービスを提供しており、その主たる事業戦略は組合員の投資資金調達のために長期的・好条件を得ることである。

公社および協同組合の定款に基づき、公社は組合員のランスティングまたはコミューンまたはかかる自治体が持分の過半数を所有している企業もしくは団体以外の借り手、または当該自治体が保証していない借り手への貸付けを禁じられている。

エーレブロー地域以外にもスウェーデンのコミューンやランスティングが新たに参加できるよう、以下の措置がとられた。

- ・1993年2月18日付をもってスウェーデン財務省によりその定款の変更が承認され、1993年3月26日、名称をKommuninvest i Sverige Aktiebolagに変更。
- ・1993年3月18日、スウェーデン地方金融協同組合(Kommuninvest Cooperative Society)(以下「協同組合」という。)が新設され、1993年5月7日に、公社の従来の株主と新しいメンバーをその組合員として、公社の全株を取得し単独株主となった。

1995年より、スウェーデン会社法上、公開会社と民間会社が分類されている。スウェーデン会社法の当該改正は、EU(欧州連合)の法令に対応するために行われた。公開会社(名称に(publ)と付される。)として分類されたスウェーデンの企業は、発行する株式およびその他の有価証券の引受けまたは取得を一般に募集することができる。1995年11月1日付をもって、スウェーデン金融監督局により、公社が公開会社として分類される旨の定款の変更が承認された。公社は、1995年11月1日付で公開会社として登録され、名称に(publ)が付された。

スウェーデンの金融関連法令は過去数年にわたり主にEUの法令に対応するため改正され、以前の信用会社および金融会社は信用専門会社法(Act on Credit Market Companies)(1997年7月1日付で名称が金融業務法(Act on Financial Operations)に変更された。)に従い信用専門会社として認可

の更新を申請しなければならなかった。公社は、スウェーデン金融監督局の決定に従い1995年6月19日に更新された認可を取得した。

現在、信用専門会社として公社は、2004年7月1日に発効した銀行・金融業法(Banking and Financing Business Act(SFS 2004:297))に従っている。公社は、スウェーデン金融監督局の監督下にあり、定款の変更および新取締役の選任にも金融監督局の承認が必要である。

公社は、スウェーデン特許・登記所に番号556281-4409で登録されている。登録事務所は、Kommuninvest i Sverige Aktiebolag (publ)(住所：Drottninggatan 2/Fenix House, P.O.Box 124, SE-701 42, Örebro, Sweden)である。

事業戦略および活動範囲

公社の主たる事業戦略は組合員の投資資金調達のために長期的・好条件を得ることである。これは主に、国内および国際資本市場において自己名義で直接借入れ、組合員に貸付けを行うことで実行されている。貸付けに加え、金融業務の分野で様々な付随的サービスを行っている。公社はまたスウェーデン各地の数々の地方自治体に対し、金融面でのコンサルティングやアドバイスを行い、顧問料を得ている。公社は、欧州投資銀行(EIB)および欧州評議会開発銀行(CEB)から適格プロジェクトに対して資金を供与されて貸付けを行える数少ないスウェーデンの法人の1つである。

スウェーデンの法令により、スウェーデンの地方自治体に対する債券および債権、もしくはスウェーデンの地方自治体が保証する債券および債権は自己資本比率規制下でのリスク・ウェイトはゼロである。

持分保有者および保証

2008年12月31日現在、公社の授権株式資本は800,000,000クローネであり、公社の引受済・全額払込済株式資本の総額は236,700,000クローネ(1株100クローネの株式2,367,000株)であり、全株式を協同組合が所有している(2009年6月30日現在、公社の引受済・全額払込済株式資本の総額は244,620,000クローネ(1株100クローネの株式2,446,200株)であり、全株式を協同組合が所有している。)。公社の株式資本は、利益を組入れ新株の無償発行を行うとともに、協同組合の組合員の拡大に歩調をそろえて定期的な増額が予想される。

協同組合への参加は、スウェーデンのコミュンおよびランスタイピングに限られている。各組合員は協同組合に対し、参加持分出資として一定の金額を支払わねばならない。新規組合員の参加持分出資の額は、コミュンもしくはランスタイピングの人口数に関連する係数に基づき、協同組合の理事会が毎年これを決定する。各組合員はまた、公社の現在および将来のすべての債務に対して連帯して保証状(以下「保証状」という。)を締結しなければならない。協同組合を脱退する組合員は、脱退時点の保証状の条項により保証された公社のすべての債務に関して、保証状に基づき保証者として引続き責任を負うことになる。加えて、保証状を締結した新規組合員は、かかる締結時点で未償還の公社の債務およびその後発生する債務に対して責任を負う。

2009年6月1日現在、231のコミュンと7のランスタイピング(合計で238の地方自治体)が協同組合の組合員であり、連帯して保証状を締結している。

協同組合の組合員は増加を続けることが予想され、保証状は新たに協同組合の組合員となった地方自治体を含むべく定期的に改訂される。

スウェーデンにおける地方政府

スウェーデンの地方自治体には地域を行政単位としたものと地区を行政単位としたものがある。地方自治体の意思決定権は選挙で選出された議会に帰属する。議会は行政のために地方自治体が税を課することを要求できる。課税権はスウェーデン憲法に記されている。

スウェーデンの地方政府には2種類ある。1つは地域を行政単位としたランスティングであり、もう1つは地区を行政単位としたコミューンである。スウェーデンには20のランスティングと290のコミューンがある。現在、コミューン、ランスティングおよび中央政府の間で、地方行政についての責任分担は以下のとおりとなっている。

コミューン：社会福祉、児童福祉、老人福祉、公共事業(エネルギー、上下水道、廃棄物処理)、大学レベル以前の教育、道路整備、住宅開発、救急活動、環境、文化およびレクリエーション施設

ランスティング：病院、医療、予防医療および公共交通

中央政府：警察、地方裁判所、雇用・労働サービスおよび大学教育

各コミューンおよびランスティングは、議会という意味決定機関を有している。この議会の議員は、4年に1度行われる総選挙と同時に行われる市民による直接選挙において選出される。

コミューン議会およびランスティング議会は当該自治体の政務において絶対的な決定権を有する。決定のために議会に提出された事項(会計監査を除く。)は、最初にコミューンまたはランスティングの執行委員会がこれを審議しなければならない。同委員会は議会により選任された9名ないし13名のメンバーにて構成される。

コミューンおよびランスティングの日常業務は、執行委員会または専門の委員会に支援され、数々の部局がこれを行う。現行の地方自治法によりコミューンおよびランスティングは委員会の構成および組織管理のその他の形態を決定する相当程度の裁量を付与されている。

地方政府の歳出は、主にコミューンまたはランスティングによって徴収される地方税によりまかなわれる。税率は、次年度予算の承認に関連し、コミューンまたはランスティングがこれを設定する。この決定は、中央政府当局の承認を条件としていない。また、他の地方自治体との税収格差を平衡化する中央政府の行政制度がある。

もう1つの重要な収入源は、中央政府からの助成金である。この助成金は、ここ数年間一般的なものであり、特定の目的に使用を限定されていない。その他の収入源は、上下水道、電力供給および児童福祉サービスなどの公共サービスに直接課せられる料金である。

(2) 資本構成

以下の表は、2008年12月31日現在の会社の資本構成および株主持分である(監査済)。

(単位：千クローネ)

負債合計：	
金融機関に対する負債	5,390,191
有価証券	126,106,103
デリバティブ	10,675,017
その他負債	40,421
未払費用および前受収益	13,499
引当金	402
負債合計	<u>142,225,633</u>
非課税準備金	<u>52,169</u>
株主持分	
株式資本	236,700
(1株当り額面 100クローネ、計2,367,000株)	
法定準備金	17,473
公正価値準備金	9,461
繰越利益/損失	152,479
当期純利益	44,540
株主持分合計	<u>460,653</u>
資本構成合計	<u>142,738,455</u>

注記：

(1) 上記に開示されている以外、2008年12月31日以降会社の資本構成および負債に重大な変動はなかった。

(3) 組織

2008年度中、(i)ファイナンス部門(資金調達、投資およびデリバティブで構成される。)、(ii)法務・ドキュメンテーション部門(法務およびドキュメンテーションで構成される。)、(iii)貸付部門(北部地区担当および南部地区担当で構成される。))および(iv)管理部門(会計、決済、リスク・分析およびITで構成される。))ならびに幾つかの執行部で構成されていた。

2009年6月30日現在、(i)管理・会計部門(文書保管、法務、ドキュメンテーション、財務、IT、決済、リスク・分析およびシステム・サポートで構成される。)、(ii)貸付・資金調達部門(資金調達グループおよび貸付グループで構成される。))および(iii)財務部門(投資・デリバティブで構成される。))ならびに幾つかの執行部で構成されている。

取締役会

定款に基づき、会社の取締役会は5名以上9名以下の取締役で構成される。取締役と代理取締役は毎年会社の年次総会において選任され、任期は次の年次総会までとする。

公社の取締役のうち少なくとも1名は、協同組合の理事とする。

取締役会は、社長またはその他の者に対し、取締役会により通常は決議されるべき事項に関し決定を行うことを授権する権利を有する。かかる授権には取締役会により裁可された書面による命令または指示が付随する。

企業経営

社長は、取締役会で決定された目標が達成できる方法で、業務を主導し、組織化し、発展させる。書面による指示では、取締役会および社長との責任区分が規定されている。かかる指示では、金融会社の監督・管理に関するスウェーデン金融監督局の一般勧告、さらには社長の職務および責任に関する同局の見解が考慮されている。

社長は、法規制の改正、監査報告書の内容およびその他の重要事項に関して、取締役会が継続して情報を入手することに責任を負う。社長の職務は、取締役会に、同会議に関連して必要な情報や意思決定を支援する資料を提供すること、および取締役会が毎月書面による報告書を受取るようにすることである。手続規則には社長の財務活動の範囲も明文化されている。

執行役員グループ

2008年12月31日現在、執行役員グループは、トーマス・ヴェーングレン(社長兼最高経営責任者)、マリア・ビームネ(業務執行副社長)、フレドリック・ショーストランド(上席副社長/財務部長)(*)およびヨハンナ・ラーション(管理部長)で構成されていた。

(*)2009年2月28日まで

2009年6月30日現在、執行役員グループは、トーマス・ヴェーングレン(社長兼最高経営責任者)、マリア・ビームネ(業務執行副社長)、ペレ・ホルメーツ(上席副社長/財務部長)およびヨハンナ・ラーション(管理部長)で構成されている。

監督および会計監査

公社は信用専門株式会社としてスウェーデン金融監督局の監督を受ける。定款に基づき、会計監査人1名が公社の年次総会において選任され、また代理監査人1名を選任することができる。その任期は選任後第4会計年度中に開催される年次総会の終了時までとする。

(スウェーデン金融監督局は、銀行については会計監査人を指名するが、公社のような信用機関については原則として会計監査人を指名しなくなっている。)

(4) 業務の概況

(イ) 経営報告からの情報

以下は経営報告に記載された情報からの抜粋である。

●経営報告

公社の一般的な情報

公社は、協同組合の完全所有子会社であり、かかる組合員はスウェーデンのコミュニオンおよびランスティング(地方自治体)である。

公社の目的は、協同組合の組合員の資金調達のために長期的な好条件を提供することである。かかる目的は、競争力のある貸付け、債務管理および効率的な財務管理に寄与するその他のサービス

の利用の提供によって達成される。

公社は、協同組合の組合員および組合員が持分の過半数を保有する関係会社にのみ貸付けを提供する。

事業の範囲は、主に協同組合の組合員の数および組合員の金融ニーズ、ならびに公社の長期的な好条件で貸付けを提供する能力に影響を受ける。すなわち、後者について言えば、公社は、国内および国際資本市場での自らの資金調達において好条件を取得できることが前提となっている。

公社は、地方自治体部門の資金調達の一般条件に関連する課題に関して、当該部門の特別利益組織でもある。

公社は、信用専門会社であり、スウェーデン金融監督局により規制されている。

市場

2008年は、世界の金融市場のかつてない大混乱に特徴付けられる。金融システムの安定性および金融機関の支払能力を取り囲む不透明感、組織間での明らかな貸し渋りをもたらした。同様に、金融システムにおける貸付け状況は、個人、企業および公共機関の借入れの機会に影響を与えた。公社は、現在の市場状況において強く求められている、安定し安全な借り手を代表している。公社のスウェーデンの地方自治体の資金調達窓口機関としての役割およびその高い信用力がかかる点に寄与している。

年間を通して、協同組合は13の新組合員を受け入れた。公社は従って2008年度末現在、223（2007年度末現在：210）の組合員を擁し、そのうち216（2007年度末現在：203）がコミュニケーションであり、7（2007年度末現在：7）がランスタングであった。

業績

営業利益（割当、移転および税引前利益）は、75.3百万クローネ（2007年度：30.7百万クローネ）に上った。昨年度比で、営業利益は145%増加し、これは貸付額の増加および利ざやの改善に起因するものである。割当、移転および税引後の利益は、44.5百万クローネ（2007年度：24.1百万クローネ）に上った。

純利息収益は、152.1百万クローネ（2007年度：79.6百万クローネ）に増加した。かかる改善は、貸付額の増加および利ざやの改善を伴った下半期の力強い成長に起因し、単に上半期の弱い純利息収益を相殺するにとどまらなかった。

発行された有価証券の買戻しおよび金融商品の売却は、「金融取引純利益／損失」において認識され、数字上41.3百万クローネ（2007年度：28.5百万クローネ）寄与した。

損益計算書に報告された未実現の市場価値変動は-2.7百万クローネ（2007年度：7.8百万クローネ）に上り、「金融取引純利益／損失」において認識されている。

金融取引純利益／損失は予想される利益への影響である-25.8百万クローネも含み、リーマン・ブラザーズ・ホールディングズ・インクおよび関連企業（以下「リーマン・ブラザーズ」という。）の破たんに付随するデリバティブ契約の置換えに起因するものであった。

業務利益（市場価値変動の影響を除いた利益）は78.0百万クローネ（2007年度：22.9百万クローネ）に上った。

費用は87.4百万クローネ（2007年度：80.6百万クローネ）に上った。かかる費用の増加は、主に人件費の増加に起因するものであった。

貸倒損失

貸倒損失はなかった（2007年度：なし）。

現在まで、公社は業務において貸倒損失を被ったことはない。

財政状態

総資産は貸付額の大幅な増加の結果、1,427億クローネ（2007年度：1,099億クローネ）に増加した。

貸付け

2008年度末現在の貸付金は1,047億クローネ（2007年度：779億クローネ）に上った。名目ベース（実際に貸付けされた額）では、貸付金は前年度比で32%増加して1,030億クローネ（2007年度：778億クローネ）であった。かかる貸付けの増加は、下半期における、公社の組合員の高い需要による貸付けの力強い成長に起因するものである。それまで銀行から融資されていた大量の貸付額が会社からの融資へと切り替えられた。

投資

2008年度末現在、公社は貸付けを予想して219億クローネ（2007年度：259億クローネ）を流動性準備金として投資していた。かかる投資は主に高い信用力を有する利付証券で、少なくともA2（ムーディーズ）およびA（スタンダード・アンド・プアーズ）の格付けを得ているものから構成されている。このうち57%（2007年度：51%）が国および地方自治体または政府保証付の金融機関への投資である。

会社には、米国のサブプライム市場向けの直接のエクスポージャーも、ABS（資産担保証券）またはCDO（債務担保証券）等の仕組み信用商品の持ち高もない。

借入れ

2008年度末現在の借入金は1,315億クローネ（2007年度：982億クローネ）であった。

デリバティブ

正の市場価値および負の市場価値をもつデリバティブはそれぞれ161億クローネ（2007年度：59億クローネ）および107億クローネ（2007年度：113億クローネ）であった。

資本

2008年度末現在、資本は総額460.6百万クローネ（2007年度：372.4百万クローネ）であった。当期利益に加え、資本は、売却可能金融資産として分類される資産の市場価値変動によっても影響を受けた。かかる資産においては未実現の市場価値変動は資本の部で公正価値準備金に直接計上されている。公正価値準備金は9.5百万クローネ（2007年度：-5.4百万クローネ）であった。

株式資本

年次総会による取締役会への授権に基づき、株式資本は2008年度中、37.8百万クローネ（2007年度：45.8百万クローネ）の新株発行により増加した。目的は、協同組合の新規組合員からの参加資

本を移転することによって公社の財政基盤を強化することである。かかる移転は、参加組合員の増加に伴い定期的に実施されてきた。株式資本は236.7百万クローネ（2007年度：198.9百万クローネ）、2,367,000株（2007年度：1,989,000株）になった。

キャピタル・カバレッジ

キャピタル・カバレッジ比率は、3.35（2007年度：1.81）に上った。

会計原則の変更および営業規則の適用時におけるかかる変更の影響

国際財務報告基準IAS第39号およびIFRS第7号は、2008年10月に改正された。これらの改正は、金融商品を再分類する機会を提供する。

公社は、いくつかの投資を売却可能金融資産から貸付金および債権に再分類することにした。かかる再分類によって、公正価値準備金が66.4百万クローネの影響を受けた。再分類は、自己資本には影響を与えておらず、所要自己資本の基礎となるエクスポージャーの額にもわずかな影響しかなかった。

●リスク管理

公社のリスク管理の基本原則は、リスクの観点から、借入れと貸付けの条件が一致していることである。事業において発生するリスクを極小化または除くことが目的である。

公共部門の一員として、公社はスウェーデンの地方自治法第2章第7条に従い、投機的でリスクの高い取引を禁ずる立場をとらねばならない。

リスク管理のための組織および責任

公社の規則および手続きは、体系的かつ確実なリスク管理を確保するよう設定されている。取締役会は、リスク・エクスポージャーおよびリスク管理に包括的な責任を負い、金融業務についての公社の包括的なリスク方針および指示を決定する。

取締役会は、キャピタル・カバレッジおよび流動性準備金の包括的な目標ならびに信用に関するカウンターパーティ・リスクおよび市場リスクについての公社のエクスポージャーの方向や限度について決定する。公社社長は事業活動をフォローし、取締役会が決定した方針および指示の枠組み内でのその遂行を確保することに責任を負う。

公社内部の独立した地位を有する分離されたスタッフ部門が、業務の継続的な統制を監視する。この部門は、公社の総合的なリスク（リスクの監視）に包括的かつ共同で責任を負い、社長および取締役会に報告を行う。リスク・リサーチ担当部門は、市場リスク、流動性リスク、信用リスクおよびカウンターパーティ・リスクの継続的な監視・分析を管理し実施することに責任を負う。この部門は、社長に対して毎日、また取締役に対しては毎月、報告を行う。

公社がその事業運営において遭遇し管理する必要があるリスクは以下のリスクである。

信用リスクとカウンターパーティ・リスク

流動性リスク

市場リスク

オペレーショナル・リスク

(ロ) 強力な協同組織および魅力的な借り手

●効率的資金調達における協力の成果

公社は、営利を追求することなく、スウェーデンのコミュニティおよびランスティング間の自発的協力という考えを基調としている。この目的志向の長期的アプローチが、安定性と信用度が高いスウェーデンの公共部門を代表するものとして、国内資本市場および国際資本市場で公社を周知のプレーヤーとさせている。

公社はコミュニティおよびランスティングの協力によって生まれた独特の形態である。それぞれのコミュニティおよびランスティングの借入額を調整することにより、協同組合の組合員に利益をもたらす金利面での優遇措置を可能としている。公社はまた、組合員の財政活動の発展および向上を支援する様々な専用サービスを組合員に提供している。これには財政活動を支援するため公社自身が開発したツールに加え、アドバイザー・サービスも含まれる。公社は、信用供与および機能的な価格決定のいずれに関しても地方自治体の資金調達市場において重要な役割を果たしている。

●公社は魅力的な借り手

公社はスウェーデンのコミュニティおよびランスティングを代表し、世界各国の資本市場において活発に借入れを行っている。スウェーデンの地方自治体の資金調達窓口機関としての公社の役割および公共部門に重点を置いていることは、公社の魅力の重要な一部である。

スウェーデンの地方自治体部門の信用力は非常に高く、いずれのコミュニティおよびランスティングも、過去に貸し手との間で締結された契約を遵守しなかったことはない。この信用力の高さには以下のような要因がある。

コミュニティおよびランスティングは破産宣言しないこと

コミュニティおよびランスティングは、スウェーデン憲法上の特別な地位および地方税の徴収権に基づき、破産することはない。破産以外の方法により存続を中止することもできない。このため、コミュニティおよびランスティングの債務には、潜在的に政府の保証が付されていることになる。また地方自治体の資産を借入れの担保として差し入れることは禁止されているため、コミュニティおよびランスティングはすべての債務に関し、その徴税権および総資産をすべて利用しても返済する責任を負っている。

課税および税率決定の権利

スウェーデンのコミュニティおよびランスティングは、付託された任務を実行するために課税を行う憲法上の権利を持っている。課税基盤は住民の所得であり、それぞれのコミュニティおよびランスティングは独自に税率を決定する。税収は全収入の70%強を占めている。憲法上の課税権は地方自治の重要な側面である。

●公社の特別な地位

持分保有者／組合員による連帯保証

スウェーデン地方金融協同組合の組合員はすべて、信用専門会社であるスウェーデン地方金融公社の債務を、連帯保証の形式で明確に保証している。すなわち公社の業務は、すべての組合員とその財源によって最終的に保証されている。

リスク・ウェートがゼロであること

スウェーデンのコミュニオンおよびランスティングへの貸付けは、極めて低リスクである。現在のキャピタル・カバレッジ・ルールにおいては、地方自治体部門に対するエクスポージャーは国のエクスポージャーと同じであるべきであり、そのリスクファクターは0%であるとされている。

貸付先の高い信用力

公社は組合員および組合員が持分の過半数を保有する関係会社にのみ貸付けを行う。このため、公社がさらされるのはスウェーデンのコミュニオンおよびランスティングに対するエクスポージャーに限られる。上述のように、スウェーデンのコミュニオンおよびランスティングには、非常に高い信用力がある。

流動性の高さ

公社は、資本市場からの資金調達が一定期間限定され、または不利な金利条件になる場合にも借入れのニーズを満たすために、十分な流動資産を維持する。この資産の金額は、12ヵ月程度の所要流動性を充足するように企図されている。

(ハ) 地方自治体向け貸付市場

●地方自治体部門において3,500億クローネの借入れ

地方自治体部門（290のコミュニオンおよび20のランスティングで構成されている。）は、公共消費支出の70%およびGDPの20%を占めている。地方自治体の関係会社を含めると、当該部門はスウェーデンの全雇用の25%を占めている。公社は当該部門における最大の貸し手となっている。

コミュニオンおよびランスティング（地方自治体が所有する関係会社を含む。）の外部借入総額は約3,500億クローネに達する。これは、国家の公的債務の約31%およびGDPの11%に相当する。

公社：主要な貸し手

公社は、当該部門における最大の貸し手であり、融資需要総額の約30%を占めている。公社の市場での地位は次第に強化されている。かかる強化の要因は主として、組合員の継続的な増加にあるが、公社が組合員の借入れに占める割合を拡大しつつあることにもよる。

地方自治体向け貸付市場は、従来型の銀行が貸付けを引き締め、借換えオプションがより困難になったことにより影響を受けた。この出来事は、公社に対する需要の拡大の要因となった。

(二) 貸付け

●地方自治体部門における内部銀行

公社は、競争力のある貸付け、債務管理ならびにコミュニオンおよびランスティングにおいて公社の顧客に対して効率的な財務管理を確保するためのその他のサービスを専門としている。公社の商品およびサービスは、公社の組合員、組合員が持分の過半数を所有する関係会社および地方自治体間の協同組織（関係者すべてが組合員である場合）のみが利用することができる。

公社による貸付けはすべてスウェーデン・クローネ建てでなされており、期間は一般に最大20年となっている。貸付けは固定および変動金利でのもの、ならびに付加的な商品としてデリバティブもある。

公社の貸付け全体で、コミュニオンおよびランディングは43.2%を占めている。地方自治体の住宅供給会社が40.9%を、また、エネルギー供給会社およびその他の地方自治体所有の関係会社が残りの15.9%を占めている。

公社の計算によると、公社の組合員間における外部借入債務総額は約1,820億クローネに達している。したがって、公社は、その組合員の借入総額の58%を占めている。

助言のさらなる重要性

公社の組合員であるコミュニオンおよびランディングの効率的な財務管理を支援するという公社の目的を達成するためには、単なる競争力のある貸付け以上のものが必要である。そのため、財務上のアドバイスおよびオンラインの分析ツールが顧客向けに用意されている。公社は、金利の選択に関する効果的な戦略の開発を目的とした一般的な財務上のアドバイスから地方自治体グループの信用ポートフォリオの編集に至るまで全般的な役割を担っている。

(ホ) 借入れ

●スウェーデンの地方自治体部門への全般的なエクスポージャー

公社は、国内資本市場および国際資本市場における短期および長期の借入プログラムを利用して資金を調達することにより貸付けを行っている。公社は、金融仲介機関との間で幅広いネットワークを構築しており、世界各地で投資家との関係を築いてきた。

公社の借入戦略は、借入市場、投資家部門、借入通貨および借入商品に関する多様な投資ソースに基づいている。投資商品に関する投資家のニーズを常に満たすために、公社は高いレベルの流動性を維持している。公社は、安定かつ安全な借り手であるとみなされており、スウェーデンの地方自治体部門に対してのみエクスポージャーを有しており、また、最上位の格付を得ている。

公社の借入れの大半は債券(1年超のもの)および証券(1年未満のもの)発行の形態で行われている。直接ローン金融も少ないながら一部を占めている。公社は、多様な仕組商品を取扱っている。かかる仕組商品には、株式および原材料に連動するもののみならず、通貨に連動するものもある。公社は、1日から30年の借入期間を有し、主に標準タイプの固定金利および変動金利の金融商品に重点を置いている。

(5) 経理の状況

2008年度財務書類

損益計算書

1月1日から12月31日まで

(単位：千クローネ)	2008年	2007年
利息収益	4,727,197	3,792,707
利息費用	-4,575,122	-3,713,097
純利息収益	152,075	79,610
支払手数料	-3,633	-3,126
金融取引純利益	13,942	34,181
その他営業収益	336	600
営業収益合計	162,720	111,265
一般管理費	-80,582	-75,868
有形資産減価償却費	-1,630	-1,602
その他営業費用	-5,174	-3,093
費用合計	-87,386	-80,563
営業利益	75,334	30,702
処分	-11,636	544
当期利益にかかる公租公課	-19,158	-7,120
当期利益	44,540	24,126

貸借対照表

12月31日現在

(単位：千クローネ)	2008年	2007年
資産		
現金	3	5
担保適格国債	1,879,588	5,598,771
金融機関に対する貸付金	2,439,973	2,513,814
貸付金	104,658,088	77,937,698
債券およびその他利付証券	17,631,604	17,748,327
株式および出資持分	323	146
関連会社株式および出資持分	504	504
デリバティブ	16,094,288	5,863,772
有形資産	4,415	3,184
その他資産	25,925	249,051
前払費用および未収収益	3,744	2,284
資産合計	142,738,455	109,917,556
負債、引当金および資本		
金融機関に対する負債	5,390,191	4,627,355
有価証券	126,106,103	93,561,362
デリバティブ	10,675,017	11,275,184
その他負債	40,421	32,223
未払費用および前受収益	13,499	8,294
引当金	402	182
負債および引当金合計	142,225,633	109,504,600
非課税準備金	52,169	40,533
資本	460,653	372,423
制限資本		
株式資本（1株当り額面100クローネ、 2,367,000株）	236,700	198,900
法定準備金	17,473	17,473
非制限資本		
公正価値準備金	9,461	-5,429
繰越利益／損失	152,479	137,353
当期利益	44,540	24,126
資本合計	460,653	372,423
負債、引当金および資本合計	142,738,455	109,917,556
備忘項目		
その他担保提供資産	323	146
偶発債務	なし	なし
債務		
- 担保提供貸付金	1,752,688	3,107,975

資本変動表

資本変動に関する影響額を示している。

2008年

	制限資本		公正価値 準備金	非制限資本		資本合計
	株式資本	法定準備金		繰越利益 ／損失	当期利益 ／損失	
(単位：千クローネ)						
2008年1月1日現在の前期繰越資本	198,900	17,473	-5,429	137,353	24,126	372,423
余剰金処分	0	0	0	24,126	-24,126	0
売却可能金融資産：						
資本の部に直接計上された再測定額	0	0	22,941	0	0	22,941
損益計算書における処分の認識	0	0	-3,764	0	0	-3,764
貸付金および債権としての再分類	0	0	-18,050	0	0	-18,050
貸付金および債権						
売却可能金融資産からの再分類	0	0	18,050	0	0	18,050
当期減価償却費	0	0	-4,287	0	0	-4,287
当期利益	0	0	0	0	44,540	44,540
公社の持分保有者との取引を除く 資本変動合計						
	0	0	14,890	24,126	20,414	59,430
新株発行	37,800	0	0	0	0	37,800
グループ補助金	0	0	0	-12,500	0	-12,500
資本の部に直接計上された税金項目	0	0	0	3,500	0	3,500
2008年12月31日現在の次期繰越資本	236,700	17,473	9,461	152,479	44,540	460,653

2007年

	制限資本		公正価値 準備金	非制限資本		資本合計
	株式資本	法定準備金		繰越利益 ／損失	当期利益 ／損失	
(単位：千クローネ)						
2007年1月1日現在の前期繰越資本	153,100	17,473	-17,071	127,715	17,882	299,099
余剰金処分	0	0	0	17,882	-17,882	0
売却可能金融資産：						
資本の部に直接計上された再測定額	0	0	9,314	0	0	9,314
損益計算書における処分の認識	0	0	2,328	0	0	2,328
当期利益	0	0	0	0	24,126	24,126
公社の持分保有者との取引を除く 資本変動合計						
	0	0	11,642	17,882	6,244	35,768
新株発行	45,800	0	0	0	0	45,800
グループ補助金	0	0	0	-11,450	0	-11,450
資本の部に直接計上された項目の税額	0	0	0	3,206	0	3,206
2007年12月31日現在の次期繰越資本	198,900	17,473	-5,429	137,353	24,126	372,423

キャッシュ・フロー計算書

1月1日から12月31日まで

(単位：千クローネ)	2008年12月31日現在	2007年12月31日現在
期首流動資産残高	780	139,753
営業活動		
営業利益	75,334	30,702
キャッシュ・フローに含まれない項目の調整 (注1)	4,271	-3,956
税金の支払い	-3,938	-15,264
営業活動における資産および負債の増減前の 営業活動からのキャッシュ・フロー	75,667	11,482
利付証券の増減	4,381,533	4,591,863
貸付金の増減	-25,373,971	-11,652,793
その他資産の増減	212,292	-2,349,927
その他負債の増減	10,050	7,459,011
営業活動からのキャッシュ・フロー	-20,694,429	-1,940,364
投資活動		
有形固定資産の売却／処分	—	163
有形固定資産の取得	-2,861	-1,593
投資活動からのキャッシュ・フロー	-2,861	-1,430
財務活動		
有価証券の増減	20,392,484	787,052
金融機関に対する負債の増減	618,508	978,213
新株発行	37,800	45,800
グループ補助金の支払い	-11,450	-8,244
財務活動からのキャッシュ・フロー	21,037,342	1,802,821
当期のキャッシュ・フロー	340,052	-138,973
期末現金および現金同等物残高 (注2)	340,832	780

キャッシュ・フロー計算書には現金主義会計が適用されており、当期営業利益および貸借対照表期首残高の増減をベースとして作成されている。営業利益は、営業活動に含まれない増減を調整している。キャッシュ・フロー計算書は、営業活動、投資活動および財務活動からの対内・対外支払に分けられている。

(注1) キャッシュ・フローに含まれない項目の調整

減価償却費	1,630	1,602
発生主義原価の増減	1,034	2,483
金融資産の増減による為替レート差額	-1,063	-286
未実現の市場価値	2,670	-7,755
合計	4,271	-3,956

(注2) 当該項目はすべて現金預金である。